

大分労働局発表
平成22年10月29日

大分労働局職業安定部職業対策課
課長 木本 英光
障害者雇用担当官 安東 俊
電話 097-535-2090 内線304

県内の民間企業の障害者実雇用率上昇

—平成22年6月1日現在の障害者雇用状況について—

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めている。

大分労働局(局長 小澤龍二)では、今般、平成22年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ ポイント

【公的機関】

- 県の機関(法定雇用率2.1%):4機関全て達成
実雇用率2.13%(対前年比で0.01ポイント上昇)
- 市町村の機関(法定雇用率2.1%):25機関のうち3機関未達成
実雇用率2.29%(対前年比で0.01ポイント低下)
- 教育委員会(法定雇用率2.0%):2機関のうち1機関未達成
県教育委員会:1.60%(対前年比で0.01ポイント上昇)
市教育委員会:2.35%(対前年比で0.63ポイント上昇)

【民間企業(56人以上規模)】

- 実雇用率:2.16%(対前年比で0.01ポイント上昇)
- 法定雇用率達成企業の割合:60.1%(対前年比で0.1ポイント低下)

大分労働局は、障害者法の改正について周知を行うとともに、法定雇用率を下回る地方公共団体及び民間企業に対し、引き続き障害者の雇用促進に向けた一層の指導を図る。

【 結果の概要 】

1. 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関

都道府県の機関(法定雇用率 2.1%)に在職している障害者の数(*1)は 100.0 人であり、実雇用率(*2)は 2.13%と前年に比べ 0.01 ポイント上回った。

(第 1 表 ①法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体)

(2) 市町村の機関

市町村の機関(法定雇用率 2.1%)に在職している障害者の数は 239.5 人であり、実雇用率は 2.29%と前年に比べ 0.01 ポイント下回った。

(第 1 表 ①法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体)

(3) 教育委員会

法定雇用率 2.0%が適用される県教育委員会に在職している障害者の数は、107.0 人であり、実雇用率は 1.60%と前年に比べ 0.01 ポイント上回った。

また、法定雇用率 2.0%が適用される市教育委員会に在職している障害者数は 4.0 人であり、実雇用率は 2.35%と前年に比べ 0.63 ポイント上回った。

(第 1 表 ②法定雇用率 2.0%が適用される都道府県等の教育委員会)

(注) *1…重度身体障害及び重度知的障害は 1 人雇用の場合 2 人としてカウントする。

また、重度以外の身体障害、知的障害者及び精神障害者並びに短時間就労の重度身体障害者、知的障害者は 1 人としてカウントする。

短時間就労の精神障害者は 0.5 人としてカウントする。

(注) *2…雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合(障害者を雇用する事が難しい業種においては、常用労働者を一定の割合で減じる。)

2. 民間企業における在職状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率等

○ 1.8 %の法定雇用率が適用される常用労働者 56 人以上規模の企業に雇用されている障害者の数は、2,066.0 人で前年に比べ 3.0% (60.5 人) 増加した。

○ 実雇用率は 2.16% (全国平均 1.68%) で前年と比べ 0.01 ポイント上回り、法定雇用率達成企業割合は 60.1% (全国平均 47.0%) で前年と比べ 0.1 ポイント下回った。

(第 2 表 一般の民間企業における障害者の雇用状況)

(2) 企業規模別の状況

- 雇用されている障害者の数は、100～299人規模企業及び500人以上規模企業で前年を上回り、300～499人規模企業はほぼ前年並みで、56～99人規模企業では前年を下回った。
- 実雇用率は、100～299人規模企業及び500人以上規模企業で前年を上回り、56～99人規模及び300～499人規模企業では前年を下回った。
- 法定雇用率達成企業割合は、100～299人規模企業で前年を4.4ポイント上回ったものの、他の規模で前年を下回ったため全体では0.1ポイントの低下となった。

(第3表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況)

(3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数は、製造業、医療・福祉、サービス業関連などを中心とし、全体的に増加した一方、卸売・小売業などでは前年をやや下回った。
- 実雇用率は、医療・福祉(3.86%)、学術・専門・技術サービス業(2.19%)、サービス業(2.14%)、運輸・郵便業(2.12%)などの産業に於いて高くなっている。
- 法定雇用率達成企業割合は、教育・学習支援業(66.7%)、情報通信業(64.3%)、製造業(63.2%)、学術・専門・技術サービス業(62.5%)、サービス業(61.5%)などで前年を上回り、運輸・郵便業(62.9%)、金融・保険業(55.6%)、卸売・小売業(48.8%)、宿泊・飲食サービス業(48.0%)などで前年を下回った。

(第4表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況)

第1表 地方公共団体における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

平成22年6月1日現在

		①職員数 (除外職員除く)	②障害者の数			③実雇用率 C÷①×100
			A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害者 (常用)以外の 障害者	C. 計	
		人	人	人	人	%
雇用率 2.1% 適用機関 下記を除く都道府県 及び市町村機関	県 4 機関	4,698 (4,811)	21 (21)	58.0 (60.0)	100.0 (102.0)	2.13 (2.12)
	市町村 2.5 機関	10,453 (10,691)	45 (45)	150.0 (156.0)	239.5 (245.5)	2.29 (2.30)
	合計	15,151 (15,502)	66 (66)	208.0 (216.0)	339.5 (347.5)	2.24 (2.24)

(平成22年度 資料出所 大分労働局集計)

② 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会

雇用率 2.0% 適用機関 教育委員会	県 1 機関	6,707 (6,772)	24 (25)	59.0 (58.0)	107.0 (108.0)	1.60 (1.59)
	市町村 1 機関	170 (174)	2 (1)	0.0 (1.0)	4.0 (3.0)	2.35 (1.72)
	合計	6,877 (6,946)	26 (26)	59.0 (59.0)	111.0 (111.0)	1.61 (1.60)

(平成22年度 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 A欄の「重度障害者(常用)」には短時間勤務職員の数は含まれていない。
B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度障害者である短時間勤務職員及び精神障害者である短時間勤務職員の数が含まれている。
- 2 障害者の数A欄及びB欄は実人員であるが、A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとして、B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」のうち精神障害者である短時間勤務職員は1人を0.5人に相当するものとしており、C欄の数は各相当数に基づき算出した数字である。
- 3 雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 雇用率2.1%が適用される機関とは、上記3以外の機関である。
- 5 ()内は平成21年度分

第2表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成22年6月1日現在

年度	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C/②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害 者(常用)以 外の障害者	C. 計 A+B		
22年度	586	95,519人	1,034.0人	1032.0人	2,066.0人	2.16%	60.1%
21年度	570	93,326人	1,047.0人	958.5人	2,005.5人	2.15%	60.2%

(22年度 資料出所 大分労働局集計)

第3表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

平成22年6月1日現在

区分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C/②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害 者(常用)以 外の障害者	C. 計 A+B		
56~99人企業	244 (232)	17,702 (16,870)	156 (169)	209.0 (211.0)	365.0 (380.0)	2.06 (2.25)%	54.9 (56.9)%
100~299	280 (279)	39,621 (39,582)	308 (306)	453.5 (406.5)	761.5 (712.5)	1.92 (1.80)%	67.1 (62.7)%
300~499	42 (39)	12,783 (12,290)	326 (332)	170.5 (165.0)	496.5 (497.0)	3.88 (4.04)%	52.4 (61.5)%
500~	20 (20)	25,413 (24,584)	244 (240)	199.0 (176.0)	443.0 (416.0)	1.74 (1.69)%	40.0 (60.0)%
規模計	586 (570)	95,519 (93,326)	1,034.0 (1,047.0)	1032.0 (958.5)	2,066.0 (2,005.5)	2.16 (2.15)%	60.1 (60.2)%

注) () 内は平成21年度分

(22年度 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 障害者数の重度障害者常用については法律上、1人を2人に相当するものとしていることから、A欄の数は重度身体障害者及び重度知的障害者をダブルカウントで計上。
- 3 B欄「重度障害者（常用）以外の障害者」には短時間労働者である重度障害者を含み計上。
- 4 18年度より精神障害者が算入されているが、精神障害者の短時間労働者は1人を0.5人として計上。

第4表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成22年6月1日現在

区 分	① 企業数	② 常用労働者数 人	③ 障 害 者 の 数			④ 実雇用率 C/②×100 %	⑤ 法定雇用 達成企業 の割合 %	法定雇用 率達成企 業数
			A. 重度障害 者(常用)	B. 重度障害 者(常用) 以外の障害者	C. 計 A+B			
農・林業	1 (1)	64 (67)	0 (0)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.56 (1.49)	100.0 (100.0)	1 (1)
漁業	1 (1)	137 (137)	0 (0)	2.0 (2.0)	2.0 (2.0)	1.46 (1.46)	100.0 (100.0)	1 (1)
鉱・採石・砂利採取業	2 (1)	329 (271)	2 (4)	2.0 (2.0)	4.0 (6.0)	1.22 (2.21)	50.0 (100.0)	1 (1)
建設業	16 (16)	1,781 (1,824)	14 (12)	17.0 (16.0)	31.0 (28.0)	1.74 (1.54)	56.2 (56.2)	9 (9)
製造業	144 (154)	29,201 (28,422)	235 (234)	271.5 (261.5)	506.5 (495.5)	1.73 (1.74)	63.2 (62.3)	91 (96)
食料品・たばこ	35	4,931	12	70.5	82.5	1.67	68.6	24
繊維工業	4	473	30	14.0	44.0	9.30	75.0	3
木材・家具	4	364	8	5.0	13.0	3.57	100.0	4
パルプ・紙・印刷	13	1,331	15	13.0	28.0	2.10	92.3	12
化学工業	7	766	6	8.0	14.0	1.83	71.4	5
窯業・土石	5	396	0	6.0	6.0	1.52	100.0	5
鉄鋼	2	280	0	4.0	4.0	1.43	50.0	1
非鉄金属	2	530	2	3.0	5.0	0.94	0.0	0
金属製品	9	884	2	8.0	10.0	1.13	44.4	4
電気機械	14	3,090	19	22.0	41.0	1.33	50.0	7
その他機械	36	13,692	124	84.5	208.5	1.52	47.2	17
その他	13	2,464	17	33.5	50.5	2.05	69.2	9
電気・ガス・熱供給業	2 (2)	204 (196)	0 (0)	4.0 (4.0)	4.0 (4.0)	1.96 (2.04)	100.0 (100.0)	2 (2)
情報通信業	14 (16)	1,963 (2,076)	12 (16)	14.0 (10.0)	26.0 (26.0)	1.32 (1.25)	64.3 (50.0)	9 (8)
運輸・郵便業	35 (32)	5,047 (4,800)	30 (28)	77.0 (78.0)	107.0 (106.0)	2.12 (2.21)	62.9 (65.6)	22 (21)
卸売・小売業	82 (78)	14,359 (14,336)	127 (127)	89.0 (92.5)	216.0 (219.5)	1.50 (1.53)	48.8 (53.8)	40 (42)
金融・保険業	9 (8)	4,257 (4,183)	36 (32)	35.0 (39.0)	71.0 (71.0)	1.67 (1.70)	55.6 (62.5)	5 (5)
不動産・物品賃貸業	7 (6)	581 (532)	0 (0)	8.0 (8.0)	8.0 (8.0)	1.38 (1.50)	57.1 (66.7)	4 (4)
学術・専門・技術サービス業	8 (8)	775 (810)	12 (8)	5.0 (5.0)	17.0 (13.0)	2.19 (1.60)	62.5 (50.0)	5 (4)
宿泊・飲食サービス業	25 (24)	5,468 (5,580)	41 (36)	51.0 (54.5)	92.0 (90.5)	1.68 (1.62)	48.0 (54.2)	12 (13)
生活関連サービス・娯楽	18 (16)	1,713 (1,653)	15 (11)	17.0 (15.0)	32.0 (26.0)	1.87 (1.57)	50.0 (50.0)	9 (8)
教育・学習支援業	12 (11)	1,588 (1,533)	14 (12)	10.0 (8.0)	24.0 (20.0)	1.51 (1.30)	66.7 (45.5)	8 (5)
医療・福祉	161 (149)	19,883 (18,692)	468 (472)	299.0 (273.0)	767.0 (745.0)	3.86 (3.99)	65.2 (65.8)	105 (98)
複合サービス事業	10 (8)	3,146 (3,080)	20 (24)	30.0 (24.0)	50.0 (48.0)	1.59 (1.56)	40.0 (37.5)	4 (3)
サービス業	39 (39)	5,023 (5,134)	43 (31)	64.5 (65.0)	107.5 (96.0)	2.14 (1.87)	61.5 (56.4)	24 (22)
産 業 計	586 (570)	95,519 (93,326)	1,069 (1,047)	997.0 (958.5)	2,066.0 (2005.5)	2.16 (2.15)	60.1 (60.2)	352 (343)

注) ()内は平成21年度分

(平成22年度 資料出所) 大分労働局集計

法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

機関名	①法定雇用 障害者の基 礎となる職員 数	②障害者 の数	③雇用 率	④不足 数	備考
大分県知事部局	4,087	89.0	2.18		
大分県企業局	50	1.0	2.00		
大分県病院局	233	4.0	1.72		
大分県警察本部	328	6.0	1.83		
大分市役所	2,394	58.5	2.44		
別府市役所	685	16.0	2.34		
中津市役所	910	15.0	1.65	4.0	
日田市役所	593	12.0	2.02		
臼杵市役所	297	9.0	3.03		
佐伯市役所	932	28.0	3.00		
宇佐市役所	533	13.0	2.44		
豊後大野市役所	426	9.0	2.11		
杵築市役所	383	8.0	2.09		
国東市役所	409	9.0	2.20		
由布市役所	335	6.0	1.79	1.0	
津久見市役所	138	4.0	2.90		
豊後高田市役所	250	6.0	2.40		
竹田市役所	518	10.0	1.93		
玖珠町役場	184	4.0	2.17		
九重町役場	120	2.0	1.67		
日出町役場	156	5.0	3.21		
姫島村役場	148	4.0	2.70		
大分市教育委員会	451	10.0	2.22		
豊後大野市教育委員会	88	0.0	0.00	1.0	
日田市教育委員会	78	2.0	2.56		
臼杵市教育委員会	78	2.0	2.56		
杵築市教育委員会	56	1.0	1.79		
大分市水道局	208	4.0	1.92		
別府市水道局	83	2.0	2.41		

法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

機関名	①法定雇用 障害者の基 礎となる職員 数	②障害者 の数	③雇用 率	④不足 数	備考
大分県教育委員会	6,707	107.0	1.60	27.0	
別府市教育委員会	170	4.0	2.35	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者の数」は、職員総数から除外職員数及び除外等相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に算出した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じた数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 1. 8 % (56人以上規模の企業)
		特殊法人 2. 1 % (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)
○ 国、地方公共団体	2. 1 % (48人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	2. 0 % (50人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。